

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月1日

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井英雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 悌

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区佃二丁目1番6号

【電話番号】 03(4582)3000

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 悌

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 東関東支店
(千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1)
三井住友建設株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区栄町5番地1)
三井住友建設株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)
三井住友建設株式会社 大阪支店
(大阪市中央区北浜四丁目7番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和元年6月27日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和元年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 : 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき24円 配当総額3,853,896,408円

剰余金の配当が効力を生じる日 : 令和元年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、新井英雄、三森義隆、端戸久仁夫、君島章兒、益子博志、近藤重敏、笹本前雄、杉江潤、細川珠生を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、徳永尚登を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の金銭による報酬等の額を「年額450百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）」とし、その報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含むものとする。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を「年額108百万円以内」とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,077,258	112,735	54	90.13%	可決
第2号議案					
新井 英雄	1,051,978	128,669	9,377	88.01%	可決
三森 義隆	1,160,197	29,774	54	97.07%	可決
端戸久仁夫	1,118,690	71,281	54	93.60%	可決
君島 章兒	1,160,336	29,635	54	97.08%	可決
益子 博志	1,160,339	29,632	54	97.08%	可決
近藤 重敏	1,159,952	30,019	54	97.05%	可決
笹本 前雄	1,168,409	21,565	54	97.75%	可決
杉江 潤	1,167,900	22,074	54	97.71%	可決
細川 珠生	1,168,208	21,766	54	97.74%	可決
第3号議案					
徳永 尚登	1,070,546	119,543	54	89.56%	可決
第4号議案	1,115,214	74,475	444	93.30%	可決
第5号議案	1,115,939	73,755	444	93.36%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権（1,195,242個）の過半数の賛成です。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権（1,595,188個）の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権は加算していません。

以上